

長浜市いじめ防止等の基本方針

— 子どもたちの生活が安心したものであるために —



長 浜 市

平成27年2月

目次

はじめに.....	1
I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方.....	2
(1) いじめの定義.....	3
(2) いじめの防止.....	3
(3) いじめの早期発見.....	4
(4) いじめへの対処.....	4
II いじめ防止等のための組織	
1 法が規定するいじめ防止等への組織的対策.....	5
(1) 基本方針の策定.....	5
2 いじめ防止等のための組織等.....	5
(1) 校内いじめ問題対策委員会.....	5
(2) 教育委員会の附属機関.....	6
(3) いじめ問題対策連絡協議会.....	6
III いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめ防止等のために市が実施する施策.....	7
(1) 防止の視点から.....	7
(2) 早期発見の視点から.....	7
(3) 早期対応の視点から.....	7
2 重大事態への対処.....	8
(1) 重大事態の意味について.....	8
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	8
IV その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	
1 施策の点検評価.....	9
2 基本方針の見直し.....	9
3 市立学校における学校基本方針の策定状況の確認.....	9

はじめに

いじめ問題の解決は、学校教育においてはもとより、社会全体としても重要な課題となっています。これまで、学校教育では、いじめの未然防止や早期発見、早期対応のために、児童生徒に対して日々継続した指導を積み上げるとともに、指導を担う教職員の資質向上、学校の組織体制の見直し等を図ってきました。しかし、全国的に重大な事案は後を絶たず、市内においても、深刻化する危険性をはらむ事案が依然として起こっています。子どもたちの夢や希望を育む教育の場で、子どもが絶望感を感じ、自ら将来を絶つようなことは決して起こってはなりません。

いじめ防止等のための対策は、児童生徒を一個の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童生徒の置かれている立場を理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要です。教職員に求められるのは、子どもの心の叫びを読みとることであり、そのためにも教職員自身の感性、学校の感性を磨き高めることが必要だと考えられます。また、児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要だと考えられます。

長浜市では、「いじめがどの学校でも、どの学級でも起こりうる」、「いのちや人権に関わる重大な問題である」ことを十分に認識し、いじめの未然防止に向けた取組、いじめの早期発見に向けた取組、いじめへの対処のための取組について総合的に推進するために、ここに「長浜市いじめ防止等の基本方針」を策定します。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

長浜市では、長浜の未来を切り拓き、次代を担う大切な宝である子どもたちを育て導くのは大人の役目や責務であり、責任をもって子育てをすることが肝要だと考えています。また、子どもたちには、社会を生きるために身につけておきたい約束事や、よりよく成長しようとする心構えを示すものが必要であると考え、平成26年4月に「長浜子どものちかい」、「長浜子育て憲章」を策定しました。豊かで安定した未来を目指す子どもたちの心の醸成という、人間としての土台をつくるための指針というべきものです。

この趣旨を踏まえ、学校、家庭、地域がひとつになり、いじめを早期に発見し、早期に対応をしていくにとどまらず、いじめを許さない学校・学級づくり、人間関係づくりのための環境、土壌をつくっていくこともまた重要だと考えています。

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応（以下、いじめ防止等）のための対策は、児童生徒を一個の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童生徒の置かれている立場を理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要です。また、このことを通して、児童生徒が自分たちの力でいじめ問題を解決できるように、学年、学級、グループなどの集団としての力を高めていくための支援をしていくことも重要です。

長浜市では、こうした「子ども目線」に立って、子どもが安心して生活を送る学校の実現を目指し、いじめ防止等のための対策を総合的に推進します。

長浜子どものちかい

わたしたちはちかいます

- 一. 元気にあいさつをします
- 一. 名前を呼ばれたら「はい」と返事をします
- 一. 「ありがとう」「ごめんなさい」をすなおに言います
- 一. 困っている人がいたら言葉をかけます
- 一. 人の話をしっかり聞きます

長浜子育て憲章

おとなが実践します

- 一. 子どもに誠実に生きる姿を見せます
- 一. 見守るまなざし、叱る勇気を大事にします
- 一. ルールとマナーを教え、奉仕の心を育みます
- 一. 自然や人々に感謝の心でふれあう子どもを育てます
- 一. 長浜に誇りをもち、地域に貢献する子どもを育てます

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒が、人間関係のある者から心理的、物理的な影響を与える行為によって心身に苦痛を受けたものをいいます。

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

* 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。(いじめの防止等のための基本的な方針:文部科学省より)

(2) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。

このことを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、全ての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

家庭は、親子の絆や信頼関係を深める機会づくりを大切にしながら、その中で、基本的な倫理観、自立心などとともに、他者を思いやることや生命の大切さを教えます。家庭では子どもたちの規範意識を養うため、必要な指導を行いますが、いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで抱え込まず、積極的に学校や関係機関等と連携するよう努めます。

地域は児童生徒を地域社会で見守ることができるよう様々な場を通じて大人と子どもが関わりを持つようにし、その関わりを通して子どもたちの豊かな情操や道徳性、他者とのコミュニケーション能力を育成します。

学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童生徒一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

また、児童生徒の自発的・自治的な活動を進め、児童生徒自らがいじめの未然防止に取り組むなど、全ての児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。あわせて、教育委員会はいじめ問題の本質や取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を進めます。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要です。このため、学校は、日頃から児童生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな変化やサインを察知し、いじめの疑いを持って、速やかに適切な関わりをもち、いじめを隠そうとすることなく、ことの軽重を問わず積極的に認知します。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行います。

学校は、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童生徒が安心して相談できるよう、教職員は児童生徒との信頼関係を築きます。また、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

(4) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめを認知した段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、至急に対処する必要があります。学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しつつ、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第22条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において対処します。

この際、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関係する児童生徒から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家とも連携し、適切な支援に努めます。また、家庭や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図り、サポートをします。

学校では、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、学校及び教育委員会は、関係機関との情報共有体制を構築します。

Ⅱ いじめ防止等のための組織

1 法が規定するいじめ防止等への組織的対策

(1) 基本方針の策定

○学校いじめ防止基本方針

学校は、国の基本方針、長浜市いじめ防止等の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。「学校いじめ防止基本方針」では、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の一連の対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定めます。

(法第 11 条) 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

(法第 12 条) 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

(法第 13 条) 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめ防止等のための組織等

(1) 校内いじめ問題対策委員会

学校はいじめ防止等のため、自らの学校でどのようにいじめ防止等の取組を行うかについて定めた「学校いじめ防止基本方針」の推進や、組織的対応の中核としての役割を担うために「校内いじめ問題対策委員会」を設置します。

〈構成〉 校長・教頭・生徒指導担当教員・教育相談担当教員・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等いじめの問題に関する措置を実効的に行う関係者

(法第 22 条) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(法第 28 条) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同

種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(2) 教育委員会の附属機関（重大事態に対応）

学校で対応の難しいいじめ問題に対し、その防止及び対処のため、長浜市教育委員会に附属機関として「学校いじめ問題対策委員会」を設置します。附属機関には、弁護士・学識経験者・臨床心理士・社会福祉士等の専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図ります。

- いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討すること
- いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行うこと
- いじめの重大事態に対処するために問題の解決を図ること

〈構成〉 弁護士・学識経験者・臨床心理士・社会福祉士等、公平性・中立性を確保するために適当と認める者

（法第14条第3項） 教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(3) いじめ問題対策連絡協議会（常設）

市は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例により、関係者により構成される、「長浜市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

〈構成〉 市長・教育長・PTA代表・長浜警察署の職員・木之本警察署の職員・市立学校の校長（代表）・児童相談所の職員・市関係課の職員・関係行政機関の職員・弁護士・臨床心理士・社会福祉士等をもって構成します。

（法第14条第1項） 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

Ⅲ いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために市が実施する施策

(1) 学校・教育委員会での防止の視点から

- 思いやりの心や、「いのち」がかけがえのない大切なものであることを道徳教育や人権教育、学級指導などの全ての教育活動を通して育みます。
- いじめはその行為の態様により刑罰法規に抵触する場合もあり、決してしてはならないものであることを全ての児童生徒に認識させ、いじめをしない、見過ごさない規範意識を持たせます。
- 児童生徒が自主的に行う活動（児童会、生徒会活動）を推進します。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図ります。
- インターネットを通じて行われるいじめの防止等のため、危険性やトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教育を進めるとともに、児童生徒、保護者、地域への啓発活動に努めます。
- いじめ防止等に関する情報を提供します。
- 校内対応マニュアルの整備・見直しを進め、研修等を通して教職員のスキルアップを図ります。

(2) 学校・教育委員会での早期発見の視点から

- 学校では児童生徒に対する定期的な調査等を実施します。その際には、いじめとして積極的に認知し、いじめを見逃さない姿勢をプラスに捉え、積極的に取り組む組織・体制を構築します。
- 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。
- 教育相談活動の充実に努めます。
- 教員の資質能力の向上を図ります。
- 生徒指導に係る体制等の充実を図ります。

(3) 早期対応の視点から

- 学校と教育委員会との連絡を緊密に行うとともに市関係課と連携し、組織的な対応に努めます。
- 事案に応じて市内部だけではなく、関係機関との連携を図ります。
- 教育委員会は、いじめ等問題行動の対処に関し、相談に乗り助言を行うための機関（問題行動等対応サポートチーム（仮称））を設置します。

※本市の学校問題に対し、学校と教育委員会とが連携して対応に当たる上で、専門的な見地からの指導、助言及び援助を行うことにより、学校問題の早期解決及び適切な対応に資するためのチームです。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携を図ります。

2 重大事態への対処

いじめを認知した段階で、至急に対処する必要があります。いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒のいのち、安全を確保することを最優先し、守り通す意志をもって組織的に対処します。また、迅速・的確な情報共有により関係機関等との協力支援体制をつくり、市全体で取り組みます。

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったこととします。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要です。

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告するとともに、連携して、その事案の調査を行う主体や、調査組織について判断をします。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

上記(1)に基づき、重大事態にいたる要因となったいじめ行為について、以下①～⑤の客観的な事実関係を直ちに調査します。

- ① いつから（いつ頃から）であるか
- ② 誰から行われたか
- ③ どのような態様だったのか
- ④ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ⑤ 学校教職員はどのように対応したか

調査においては、累積性、複合性について遡及調査及び周辺調査を行うものとします。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとします。調査の結果は教育委員会から市長に報告します。

調査を実りあるものにするために、学校や市にたとえ不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとし、調査結果については、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明をします。

IV その他いじめ防止等のための対策に関する事項

1 施策の点検評価

教育委員会は、本基本方針に基づく施策の実施に当たり、P D C Aサイクルに基づき、毎年度、施策の実施状況を点検し、その効果や課題について評価を行うとともに、市長に報告をします。

2 基本方針の見直し

本基本方針は、国または県の基本方針の見直しがあった場合には、その状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、上記1に掲げる施策の点検や評価の結果を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 市立学校における学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認

教育委員会は学校基本方針について、策定状況の確認を行い、市長に報告し、公表します。

【用語解説】

スクールカウンセラー

心の専門家として学校で児童生徒や保護者の悩みを聴くとともに、教員をサポートする。不登校を始めとする児童生徒たちの心のケア、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアにあたる。

スクールソーシャルワーカー

学校または教育委員会を足場として、社会福祉の立場から「子どもを取り巻く環境」に注目して問題解決にあたる。関係機関との役割分担を調整したり、子どもや保護者への直接支援、教職員への指導・助言を行う。